

令和元年(2019年)11月25日

熊本市 介護保険福祉用具購入に関する質問と回答

1 支給申請手続きについて (P1)

2 補高便座について (P7)

3 ポータブルトイレについて (P8)

4 自動排泄処理装置の交換可能部品について (P9)

5 入浴補助用具について (P10)

# 1 支給申請手続きについて

## (1) 福祉用具購入の支給について

### 【問1-1】福祉用具の販売について

事業者指定を受けていない販売店で福祉用具を購入した場合、支給の対象となりますか。

### 【解1-1】

平成18年4月の介護保険法の改正により支給の対象となるのは、都道府県・市の指定を受けた事業者が販売した福祉用具だけとなります。

(同じ会社でも支店や営業所ごとに指定を受ける必要があります)

### 【問1-2】指定業者について

指定業者であるかは、どこで確認することは可能ですか。

### 【解1-2】

介護サービス情報公表システムで検索できます。

(<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

### 【問1-3】給付対象種目について

福祉用具購入の給付対象種目について

### 【解1-3】

福祉用具購入は介護保険の対象と認められた下記の5種目に限ります。

- ・腰掛便座
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・移動用リフトのつり具の部分

※ 上記以外の物や判断がつかない場合は、区役所福祉課へご相談をお願いします。

### 【問1-4】福祉用具購入の支給について

① 有料老人ホームの入所者で特定施設入居者生活介護を算定している要介護被保険者について、専用の居室内においてのみ使用する場合、支給の対象となりますか。

② グループホームの入所者で①と同様に専用の居室内においてのみ使用する場合、支給の対象となりますか

### 【解1-4】

この場合、①、②ともに支給の対象となりません。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護または(介護予防) 認知症対応型共同生活介護もしくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス・介護予防サービスまたは指定地域密着型(介護予防) サービスにかかる介護給付費( (介護予防) 居宅療養管理指導費を除く) は算定しないものとされるため。

☆ 平成30年4月版 介護報酬の解釈（青本）P430抜粋

特定施設入居者生活介護または認知症対応型共同生活介護もしくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスにかかる介護給付費（居宅療養管理指導費を除く）は算定しないものであること。

☆ 平成30年4月版 介護報酬の解釈（青本）P1276抜粋

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、その他の介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費（介護予防居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。

☆ 介護保険法 第1章第8条抜粋

居宅サービスとは（中略）特定福祉用具販売（中略）をいう

☆ 介護保険法 第1章第8条の2より

介護予防サービスとは（中略）介護予防特定福祉用具販売（中略）をいう

【問1-5】 医療と介護の同時給付について

退院後に購入申請を行う予定で入院中に用具を購入し、退院後に支給申請を行う前に再度入院となった場合でも、2度目の入院中に支給を申請することは可能ですか。

【解1-5】

入院中は支給を申請することはできません。

【1-6】 運搬費について

福祉用具を購入した際の運搬費は支給の対象となりますか。

【解1-6】

運搬費は支給の対象となりません。

【問1-7】 領収証の宛名について

領収証の宛名は必ず本人でなければいけませんか。

【解1-7】

領収証の宛名は申請者（被保険者本人）に限ります。

**【問1-8】 同一年度での部品の交換・修理・再購入について**

同一年度で介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換・修理をした場合の部品購入費は支給の対象となりますか。

また、再購入した場合、支給の対象となりますか。

**【解1-8】**

原則、同一年度での部品の交換・修理・再購入は支給の対象となりません。

翌年以降の交換・修理については、正規の使い方での破損等に限り、支給の対象となります。

判断がつかない場合、必ず事前に区役所福祉課に相談してください。

なお、再購入に関しては、必ず事前申請が必要です。

**【問1-9】 事前申請の流れについて**

再購入・オーダー品の事前申請の流れについて

**【解1-9】**

事前申請の際の申請書一式を各区役所福祉課から介護保険課へ送付し、介護保険課で確認を行った後、確認通知にてお知らせします。

再購入・オーダー品の流れについては、別添1「同一品目の再度の購入の流れについて」及び別添2「オーダー品の購入の流れについて」を参照してください。

**【事前申請：必要書類】**

必要書類内容	内容
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式2）	特定福祉用具販売事業者、種目、品目、商品名、製造事業者名、購入金額の記載された申請書
理由書	同一品目の再度の購入が必要な理由を記載したもの
カタログ	商品の価格が表示されているカタログ
ケアプラン一式	利用者の状態を把握できるもの （本人氏名・押印のあるもの）
見積書	
写真・図面など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それまで使用していた物の写真</li> <li>・転居により、以前の福祉用具が使用できなくなった場合は、それまで使用していた福祉用具のサイズ、使用スペースの寸法が記載してある図面</li> <li>・転居後の使用スペースに福祉用具を配置した図面・写真等</li> </ul>
その他	その他、審査の上で必要な書類を要求することがあります

※ 短期間の使用における汚れ、カビ等による再購入は原則支給の対象となりません。

十分に清掃等を行ったにもかかわらず長期間の使用における汚れ、カビ等の場合のみ支給の対象となります。

## 【購入後申請：必要書類】

必要書類内容	内容
居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（様式2）	特定福祉用具販売事業者、種目、品目、商品名、製造事業者名、購入金額、 <b>購入日</b> の記載された申請書
委任状（受領委任払いの場合）	申請者が事業者に対して受領委任払い申請の手続き、給付費の受取等を委任したもの
委任状（償還払いの場合）	被保険者以外の方の口座に振り込む場合に必要なもの
請求書 （介護（介護予防）給付対象額） （本体価格の7～9割の額）	・償還払い（本人が本市に請求する場合） 介護給付（介護予防）給付に相当する額の請求書 （振込先確認のため、通帳の写しを添付してください） ・委任払い（事業者が本市に請求する） 介護給付（介護予防）給付に相当する額の請求書
写真・函面など	事前申請と同じもの
理由書	事前申請と同じもの
カタログ	事前申請と同じもの
領収書	購入費用の領収書（原本）
確認通知	介護保険課から特定福祉用具販売事業者に届いた確認通知

※ 事前申請中に内容の追加・訂正等があった場合は、事後申請時には修正後の書類を提出してください。

## （2）理由書作成について

## 【問1-10】理由書作成から引き渡し日までの空白期間について

理由書作成から引き渡しまでに日にちが空きすぎている場合はどうすれば良いですか。

## 【解1-10】

入院、身体状況の変化など、いくつか考えられるため、その旨を理由書の備考欄に記入してください。

※ 以下、領収証記載の日付を引き渡された日（購入日）として記述します。

領収記載の日付と引き渡された日が異なる場合は、必ず備考欄にその旨を記載するとともに、申請の際に窓口にお申し出ください。

## （3）福祉用具サービス計画書について

## 【問1-11】福祉用具サービス計画書について

理由書の他に福祉用具サービス計画書の提出も必要ですか。

また、福祉用具サービス計画書のみの提出は可能ですか。

## 【解1-11】

理由書の添付書類として福祉用具サービス計画書の提出は不要ですが、福祉用具サービス計画書は利用者ごとに作成することが義務付けられています。

また、福祉用具サービス計画書の内容が理由書記載例にある項目を満たしている場合は、理由書にかわる書類として福祉用具サービス計画書を提出いただいても差支えありません。

## (4) 限度額管理について

## 【問1-12】 限度額管理について

限度額管理は、いずれの年度において行われるか。

- ① 平成30年度中に福祉用具の代金を支払い、平成30年度に引き渡された場合
- ② 平成30年度中に福祉用具の代金を支払い、平成31年度に引き渡された場合

## 【解1-12】

介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済し、引き渡されたときに保険給付の請求権が発生しますので、当該引き渡された日の属する年度において支給限度額を管理することとされています。

したがって、ケース①の場合は平成30年度、ケース②の場合は平成31年度において、限度額管理が行われます。

## 【問1-13】 限度額管理について

購入品が複数あり、購入日が年度をまたいでしまった場合、どうすればいいですか。

## 【解1-13】

購入日が3月と4月にまたがる場合は、限度額管理を行う期間が異なりますので、申請書を年度ごとに分けて提出してください。

## (5) 請求書について

## 【問1-14】 請求書の金額について

購入金額が10万円を超えた場合の記入の仕方はどうすれば良いですか。

## 【解1-14】

- ① 申請書には総額を記入してください。
- ② 請求書には次のとおり記入してください。

特定福祉用具支給対象額 : 限度額残額  
 利用者負担額 : 負担額  
 請求額 : 限度額残額の9割～7割の額

(支給対象額が限度額を超えた場合は、内訳を記入してください)

例) 限度額残額10万円、自己負担額11万円、負担割合2割の場合

特定福祉用具支給対象額 : 10万円  
 利用者負担額 : 11万円  
 請求額 : 8万円

**【問1-15】請求書の金額の訂正について**

請求書の金額に間違いがあった場合はどうすれば良いですか。

**【解1-15】**

申請者（被保険者本人）の訂正印を押してください。

ただし、委任状がある場合は、委任状に押印してある受任者の印を押して訂正してください。（請求額の欄の間違いは無効になります。）

**（6）変更申請中の申請について****【問1-16】変更申請中の申請について**

変更申請中の申請は可能ですか。

**【解1-16】**

変更申請した日から介護認定審査会が実施される日まで介護区分が決定しないため、申請できません。

ただし、変更申請した日より前の購入日であれば申請できます。

**（7）その他****【問1-17】消滅しやすい筆記具による記入について**

鉛筆・消すことのできるボールペンその他の消滅しやすい筆記具で記入したものでも申請できますか。

**【解1-17】**

修正や改ざんが容易に可能であり、不正があったものと区別ができないため、鉛筆・消すことのできるボールペンその他の消滅しやすい筆記具で記入されているものでは申請できません。

## 2 補高便座について

### 【問2-1】 ウォシュレットについて

ウォシュレットのみを目的とした補高便座は支給の対象となりますか。

### 【解2-1】

原則、ウォシュレットは支給の対象とはなりません。

ただし、ウォシュレットが補高便座の一部となっている商品もあるため、補高便座の必要性の明記がある場合は、支給の対象となります。

### 【問2-2】 補高便座のリモコン機能について

リモコン付きの補高便座は支給の対象となりますか。

### 【解2-2】

リモコンは本来の目的にそぐわないため、支給の対象とはなりません。

ただし、一体となっている操作ボタンが付いているものは、支給の対象となります。

※ 壁付きリモコン付き補高便座については、壁付きリモコン自体は認められないため、金額を分けて提出して貰う必要があります。（割合、記入方法は問いませんが、メーカーからの見積りやカタログなどリモコンのみの金額が証明できるものがが必要です。）

※ リモコンを含んだ金額の領収証の場合は、但し書きにてリモコンの金額を記載してください。



### 3 ポータブルトイレについて

**【問3-1】 金額制限について**

ポータブルトイレの範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもありますが制限はありますか。

**【解3-1】**

特に制限はありません。家具調のもの等、金額にかかわらず、支給の対象となります。

**【問3-2】 ポータブルトイレのリモコン機能について**

リモコン付きのポータブルトイレは支給の対象となりますか。

**【解3-2】**

前述の補高便座【解2-2】と同じ取り扱いです。

**【問3-3】 同一種目の購入について**

昼間はトイレに行けるので腰掛便座を使用しているが、夜間はベッド横にポータブルトイレを購入する場合、支給の対象となりますか。

**【解3-3】**

同一種目ですが、用途が違うので支給の対象となります。

#### 4 自動排泄処理装置の交換可能部品について

【問4-1】 消耗品について

自動排泄処理装置の交換可能部品として、パッドは支給の対象となりますか。

【解4-1】

パットなどの消耗品は、支給の対象となりません。

- ※ 自動排泄処理装置の本体部分は福祉用具貸与の対象種目となります。バケツ・ホース部・レシーバーなど衛生上レンタルに馴染まないものが購入対象です。

## 5 入浴補助用具について

### (1) 入浴用いすについて

【問5-1】 シャワーキャリーの購入について

入浴用いすの購入履歴があるにもかかわらず、シャワーキャリーの購入した場合、支給の対象となりますか。

【解5-1】

シャワーキャリーも入浴用いすであるため、原則として支給の対象となりません。

※ 事前に区役所福祉課までご相談ください。

### (2) 浴槽用手すりについて

【問5-2】 コメットのアーム部分について

浴槽用手すり「コメット」を購入する際、アーム部分も支給の対象となりますか。

【解5-2】

アーム部分のみの購入した場合は支給の対象となりませんが、コメット（手すり部分）との同時購入であれば、支給対象となります。

ただし、アーム部分が必要な理由が必要です。

※ アーム部分の支給は一つのみです。

【問5-3】 コメットのアーム部分のみの交換・修理について

コメットまたはアーム部分のみの交換・修理は支給の対象となりますか。

【解5-3】

原則、同一年度での部品の交換・修理は支給の対象となりません。

翌年以降の交換・修理については、正規の使い方での破損等に限り、支給の対象となります。

判断がつかない場合は、必ず事前に区役所福祉課に相談してください。

### (3) 浴槽内いすについて

【問5-4】 目的外使用について

入浴用いす及び浴槽内いすを、浴槽外の踏み台として使用する場合、支給の対象となりますか。

【解5-4】

本来の目的とは異なる使用のため、支給の対象とはなりません。

#### (4) 入浴台について

【問5-5】 入浴台の規定について

入浴台を購入する場合、制限はありますか。

【解5-5】

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることが出来るものに関し、支給の対象となります。

#### (5) 浴槽内すのこについて

【問5-6】 オーダーすのこ作成について

浴槽内すのこを購入する場合、制限はありますか。

【解5-6】

浴槽内の全体に敷き使用するものに関し、支給の対象となります。

浴槽の半分だけ敷くようなオーダーすのこを購入したのであれば「浴槽内すのこ」ではなく「浴槽内いす」となるため、浴槽内いすをオーダーする理由が必要です。